

飲食店等の消火器具の設置基準 が改正されました！



【改正内容】

2016年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を受けて、**2019年10月1日**から飲食店等に対する消火器具の設置範囲が拡大されます。

【改正前】

延べ面積150㎡以上の飲食店等は消火器具の設置が必要



【改正後】

火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置が講じられている場合は除く。）を設けた飲食店等は**面積に関係なく消火器具の設置**が必要

延べ面積150㎡以上の飲食店等は消火器具の設置が必要（改正前と同様）

飲食店等とは

消防法施行令別表第一（3）項に掲げる防火対象物があたります。

（3）項イ **待合、料理店その他これらに類するもの**

（例） 割烹、料亭、茶屋

（3）項ロ **飲食店**

（例） レストラン、寿司屋、そば屋、ラーメン屋、喫茶店、食堂、スナック等

火を使用する設備・器具とは

飲食店等で調理を目的として使用するもので、消防法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」が該当します。

(※) IH調理器具は該当しません。

防火上有効な措置とは

調理油過熱防止装置：鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置

自動消火装置：厨房設備等における温度上昇を感知して自動的に消火薬剤等を放射することにより、火を消す装置

圧力感知安全装置：過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止して火を消す装置

(※) 鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止する「立ち消え防止安全装置」は該当しません。

消火器具の点検・報告

設置した消火器具は点検（6ヶ月毎）し、管轄の消防署に報告（1年に1回）する必要があります。

(※) 総務省消防庁の「消火器点検アプリ」を活用することができます。

「App Store」や「Google Play」でダウンロード

【問い合わせ先】

伊予消防等事務組合消防本部

伊予消防署 089-982-0119

〃 中山出張所 089-967-1171

〃 双海出張所 089-986-0074

松前消防署 089-984-3404

砥部消防署 089-962-2119

〃 広田出張所 089-969-2121

